

2025年7月22日
幡多信用金庫

個人インターネットバンキングサービスの契約解約について

平素より当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、近年、インターネットバンキングを利用した不正送金被害が全国的に多発している状況を踏まえ、お客さまの大切な預金を不正送金被害から守るために、当金庫では下記に該当するお客さまに対しまして、個人インターネットバンキング契約を解約することといたしました。

お客さまには大変ご不便をおかけすることとなりますが、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 契約解約

(1) 対象のお客さま

令和5年3月31日以前に「個人インターネットバンキングサービス」をご契約いただいた方で、令和5年4月1日以降に1度もログインされていないお客さま
※令和7年7月7日現在

(2) 実施日

令和7年8月4日（月）以降、順次解約をいたします。

(3) 内容

「しんきん個人インターネットバンキング利用規定」第20条3項（7）に基づき解約させていただきます。

第20条 解約等

3. サービスの強制解約

お客様に次の事由がひとつでも生じたときは、当金庫はいつでも、本契約を解約することができるものとします。この場合、お客様への通知の到着のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。

(7) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。

(4) 引き続きご利用を希望されるお客さま

個人インターネットバンキングを再度ご利用される場合は、改めてお取引店でお申し込みいただきますようお願いいたします。

2. お問い合わせ先

お取引店もしくは事務課（TEL:0880-34-2122）までお願いいたします。

以上